

令和6年6月21日

第2回福島地方最低賃金審議会の開催について

標記会議を下記のとおり開催します。

審議会を傍聴希望される方は、下記5の要領によりお申し込み下さい。

記

- 1 日 時 令和6年7月2日(火) 午後1時30分から
- 2 場 所 福島市霞町1-52 福島市市民会館
- 3 議 題 福島県最低賃金の改正決定の諮問について他
- 4 傍 聴 者 若干名
- 5 傍聴申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を傍聴希望者ごとに、住所、氏名、電話番号、及び所属を電話により、下記の宛先までお申し込み下さい。

お申し込み締切日は、令和6年6月28日(金)(17時まで)とします。

〒960 8513

福島市花園町5番46号 福島第二合同庁舎

福島労働局労働基準部賃金室あて

電 話 : 024-536-4604

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は、先着順とさせていただきます。

この場合、傍聴できない方に対しては、個別にご連絡させていただきます。
(傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません。)

- (3) 当日は、審議会の開始15分前までに1階ロビーにお越し下さい。

なお、お申込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は本人であることが分かるものをお持ち下さい。

6 その他

- (1) 傍聴される際には、別添の遵守事項を厳守して下さい。

- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨をお申し込みの際にお申し出下さい。また、介助の方がおられる場合には、その方のお名前も併せてお申し出下さい。

担当： 福島労働局労働基準部賃金室 室長補佐 橋本

電 話 024-536-4604

別 添

[審議会傍聴に当たっての遵守事項]

傍聴に当たっては、次の事項を遵守して下さい。
これらを遵守できない場合には、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定して下さい。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音することはできません。
(あらかじめ申し込まれた場合は、審議会冒頭に限り写真撮影をすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにして下さい。
- 5 その他、会長及び事務局職員の指示に従って下さい。

福島地方最低賃金審議会 事務局